標　　準　　作　　業　　書（例）

（解体業）

＜標準作業書作成上の注意点＞

１　本書は、あくまで参考例であるので、それぞれの事業者の作業実態に合わせて適宜修正を加えること。

２　破砕業を兼業する場合は、解体業、破砕業をまとめて一つの標準作業書として作成することも可能である。

３　改訂した場合は、改訂履歴を記入すること。この場合、改訂の内容によっては、市に改訂から３０日以内に、変更の届出が必要となることがあるので、注意すること。

標　　準　　作　　業　　書

（解体業）

事業者名

年　　月　　日　制定

年　　月　　日　改訂

１．フローチャート（処理の流れ）

使用済自動車の運搬

　　　　 使用済自動車の保管

設備の保守点検

　　　　 フ ロ ン 類 の 回 収（　　　　　　　　　）

解体

○廃油・廃液の回収

○エアバッグ類の回収

○タイヤ、鉛蓄電池等の回収

○部品等の回収

油水分離装置の管理

火災予防上の措置

　　　　　解体自動車の保管　　　　　有用物の保管　　　廃棄物の保管

解体自動車の運搬　　　　　有用物の運搬　　　廃棄物の運搬

２．使用済自動車の運搬の方法

1. 自社車輌による運搬

①自社車輌を使用し運搬する。使用車輌は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用車種 | 最大積載量 | 登録番号 |
|  | ｔ |  |
|  | ｔ |  |
|  | ｔ |  |
|  | ｔ |  |

②収集運搬基準の遵守

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

（２）廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

使用済自動車の当社への運搬は、原則、自社の車輌輸送車で行うこととするが、自社車輌が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

○事業者名　　　　　　　　　　許可番号

○事業者名　　　　　　　　　　許可番号

３．使用済自動車の保管

（１）保管の方法

①保管は、次の廃棄物処理法の保管基準を遵守する。

|  |
| --- |
| 保管は、囲いから３０cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから３  m以内では２段積み高さ３mまで、その内側では３段積み高さ４．５mまでとする。 |

②積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

＜トラック等大型車を保管する場合＞

平置きで保管する。

＜廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車を保管する場合＞

老朽化車や事故車など、廃油・廃液の漏出するおそれがある車輌は、搬入後直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所で廃油・廃液が漏れないように適切に処置したうえで保管する。

４．廃油及び廃液の回収・事業所からの流出の防止及び保管の方法

（１）燃料（ガソリン、軽油）の回収・保管・処理の方法

燃料の抜き取りは、解体作業場内で行う。

①燃料タンクのドレンボルトを緩め、燃料を抜き取る。

○ドレンボルトがない車輌は、燃料ポンプを外し、燃料を抜き取る。

○燃料ポンプを外せない車輌は、タンクに穴を開けるかタンクを降ろし抜き取る。

②燃料タンクから燃料が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。

③受け皿の燃料は、専用の回収缶に回収し、危険物保管場所にある最大保管　　　　量　　　リットルの専用のドラム缶（タンク）に移し保管する。この際、ドラム缶（タンク）の蓋を確実に閉めたことを確認する。

④ガソリンと軽油は別々に回収し、保管するドラム缶にはガソリン・軽油の表記を確実に行う。

⑤燃料が床面に飛散した場合には、直ちにウエスで拭き取る。

⑥燃料は自社消費する。

（２）各種オイルの回収・保管・処理の方法

①車輌の下に、廃油の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。

②回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを抜き取る。

　オイルの種類：エンジンオイル、ミッションオイル、デフオイル、ブレーキオイル、クラッチオイル、パワーステアリングオイル

③オイルが十分に抜けたことを確認し、各ドレンボルトを締める。

④危険物保管場所にある最大保管量　　　リットルの専用のドラム缶（タンク）に移し保管する。

⑤オイルが床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取る。

（３）冷却液（ＬＬＣ）の回収と保管の方法

①車輌ラジエターの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。

②ラジエターのドレンボルトを外し、自然落下により冷却液を抜き取る。

③冷却液が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。

④保管場所にある最大保管量　　　リットルの専用のドラム缶（タンク）に移し保管する。

⑤冷却液が床面に飛散した場合は、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

（４）ウォッシャー液の回収と保管の方法

①ウォッシャー液タンクの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。

②タンクの配管を外し、自然落下によりウォッシャー液を抜き取る。

③保管場所にある最大保管量　　　リットルの専用のドラム缶（タンク）に移し保管する。

④ウォッシャー液が床面に飛散した場合には、ウエスで拭き取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

（５）降雨前対策

①降雨前には、ためますに溜まっている燃料を除去する。

②台風や警報など大雨前には油水分離装置に溜まっている廃油等を除去する。

＜屋根がない場合、又は屋根がある場合でも豪雨時に解体作業場に雨水の吹き込みがある場合＞

○作業をしない時や降雨時は、解体作業場を不透水性のシートで覆う。

（６）燃料等が漏出した際に講じる措置

　 燃料等が床面に漏出した場合は、ウエスで速やかに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

（７）廃油及び廃液の処理

○廃油・廃液ともに、再利用しない場合には廃棄物処理法に従い、産業廃棄物として適正に処理を委託する。

○おおむね月　　　回、産業廃棄物収集運搬業者に引き渡す。

○委託処理業者

収集運搬業者名 　　　　　　　　　許可番号

　中間処理業者名　　　　　　　　　 許可番号

＜油水分離装置、排水溝がない場合＞

○作業終了後は床面を点検し、オイル類は必ず拭き取っておく。

○清掃には水を用いない。

○廃油・廃液が床面に漏出した場合は、ウエスで直ちに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

５．油水分離装置及びためます等の管理の方法

（１）油水分離装置の管理

○槽の上には、物を置かない。

○各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。

○毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。

○最終槽に油膜が見られる場合には、すべての吸着マットを交換し、必要に応じて柄杓等で廃油を専用のドラム缶に回収する。

○廃油、汚泥は、月　　回引き抜き、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

　　処理業者名　　　　　　　　　　許可番号

（２）ためます等の管理

１日の作業が終了した後、ためますに設置した燃料回収容器から専用のドラムに移し替える。

６．使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法

（１）バッテリー（鉛蓄電池）の回収・保管

専用コンテナ等に入れて保管し、一定の数量に達したら回収事業者（名　　　　　　　）に引き渡す。

（２）廃タイヤの回収・保管・処理

　①廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、保管上限量に達した段階で産業廃棄物処理業者へ処理委託する。

　　○委託処理業者

収集運搬業者名　　　　　　　　　　許可番号

中間処理業者名　　　　　　　　　　許可番号

　②利用可能なタイヤについては、顧客等に販売する。

＜屋外に保管する場合＞

蚊の発生源とならないようシートで覆いをする。

（３）エアバッグ類の回収・保管・処理

＜回収の場合＞

○すべてのエアバッグ・シートベルトプリテンショナーについて、「引取基準」に従い、インフレータを回収する。

＜車上作動処理の場合＞

○自動車メーカー等からの委託内容に沿って処理する。

○車上作動処理は建物内で行い、音が漏れないように配慮する。

（４）有用部品等の回収・保管

　①バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション、足回り等を手作業又はニブラ等の重機により取り外す。又は、部品購入の依頼があれば、当社の監督のもと、顧客が取り外し販売する。

②回収された有用部品は、専用コンテナ等に入れ、保管場所に搬送し保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでデッドストックとなった部品は、産業廃棄物として適正に処理する。

　○委託処理業者

収集運搬業者名　　　　　　　　　許可番号

中間処理業者名　　　　　　　　　許可番号

③エンジン等、廃油及び廃液の漏出するおそれのあるものは、解体作業場内・専用の部品保管場所に保管する。

（５）その他

　①車載用ＬＰＧボンベは取り外し、処理業者に引き渡す。

②蛍光管は破損しないよう取り外し、保管する。

○委託処理業者

収集運搬業者名　　　　　　　　　　許可番号

中間処理業者名　　　　　　　　　　許可番号

７．解体業の用に供する施設の保守点検の方法

（１）保守点検計画

　　次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。この計画は、毎事業年度当初に見直し作業を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 点検箇所・ポイント | 点検時期 | 保守方法 |
| １　囲い等 | ①破損の有無  ②施錠の適否 | ①月　　　回  ②毎日（作業終了時） |  |
| ２　床面 | ①ひび割れの有無  ②鉄板溶接部の隙間の有無  ③油膜の有無 | 毎日（始業時） | ①直ちに補修  ②直ちに補修  ③直ちに除去 |
| ３　油水分離装置 | ①流末排水溝での油膜の有無  ②堆積物の量  ③降雨予想時の廃油の抜き取り確認 | ①随時  ②週　　　回  （　　　　曜日）  ③降雨予想時ごと |  |
| ４　排水溝 | ①破損の有無  ②ごみ・異物の撤去 | ①週　　　回  （　　　　曜日） | ①直ちに補修 |
| ５　ためます | ①破損の有無  ②貯留量の確認 | ①週　　　回  （　　　　曜日） | ①直ちに補修  ②適宜汲み取る |
| ６　保管場所  解体作業場  油抜取場所 | ①油・液の漏れの有無  ②ボウフラの発生の有無  ③屋根、覆い、囲い、壁等の破損の有無 | ①毎日（終業時）  ②月　　　回  （第　　　　曜日）  （５月～９月期）  ③月　　　回  （第　　　　曜日） | ①直ちに除去  ②薬剤散布  ③直ちに応急修理後、必要に応じて本格補修 |

（２）事故時の対応

廃油・廃液の場外への流出を確認した場合は、直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに、土嚢等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐため、オガクズウエス、オイルマットにより、流出廃油等を回収する。

連絡体制については「８．火災予防上の措置」の体制図を準用する。

８．火災予防上の措置

（１）危険物への対応

①回収した燃料等（ガソリン、軽油、廃油）は、消防法、市町村火災予防条例に従い、貯蔵取り扱いを行う。

②管理者の選任

危険物の取り扱いに関する管理者を選任する。

危険物保安監督者：

③消火器の設置

場所

本数

④危険物の貯蔵・取り扱い

　自動車の解体作業では、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び

消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行う。

（２）高圧ガス保安法への対応

　 アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

（３）労働安全衛生法への対応

　　　アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合

　　　作業主任者：

（４）緊急通報体制

　　　火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業場及び事務所の見やすい場所に掲げる。

また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

緊急連絡体制図

（電話番号を記入する。）

事業所責任者名

自宅電話　　―

携帯電話　　―

作業責任者名

自宅電話　　―

携帯電話　　―

　　第一発見者

（５）従業員への周知・教育・訓練

①危険物の取り扱い、高圧ガスの取り扱い等について従業員全員が理解・実践できるよう年　　回、周知・教育を実施する。

　　緊急時における措置について年　　回（　　　月）訓練を行う。

②周知・教育項目

○ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取り扱い

○アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取り扱い

○危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法

○消火器等消火設備の取り扱い方法

○緊急時（火災時）の対応方法

９．解体自動車の保管の方法

（１）保管の方法

①保管は、次の廃棄物処理法の保管基準を遵守する。

|  |
| --- |
| 保管は、囲いから３０cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから３m以内では２段積み高さ３mまで、その内側では３段積み高さ４．５mまでとする。 |

＜トラック等大型車を保管する場合＞

平置きで保管する。

１０．解体自動車の運搬の方法

（１）自社車輌による運搬

解体自動車の運搬車輌への積み卸しは、フォークリフトにより行い、当社事業所及び破砕業者の保管場所の床面を破損させないよう留意して行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用車種 | 最大積載量 | 登録番号 |
|  | ｔ |  |
|  | ｔ |  |

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

（２）引渡先の事業者の車輌による運搬

　　都道府県等の許可を受けた解体業者又は破砕業者に引き渡し、当該事業者の車輌で運搬する。

　　主な引渡先事業者

　　　○解体業者の場合

事業者名　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　○破砕業者の場合

　　　　　事業者名　　　　　　　　　　　　事業者名

（３）廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社からの運搬は、原則自社の車輌輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

○事業者名　　　　　　　　　許可番号

○事業者名　　　　　　　　　許可番号